

平成 23 年 4 月 20 日

厚生労働部会  
部会長 渡辺 孝男 様  
障がい者福祉委員会  
委員長 高木美智代 様  
事務局長 山本 博司 様

財団法人 日本知的障害者福祉協会  
会 長 中 原 強

## 東北地方太平洋沖地震被害への対応に関する要望書

日頃より、知的障害福祉の推進に向けて、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

この度の東北地方太平洋沖地震によって、東北地方を中心とした広範囲にわたる地域で甚大な被害となっております。

現在、福祉施設等においては、地震に伴う大津波の発生により福祉施設が倒壊しサービスが提供できない、ライフラインの寸断や移動手段が確保できない、福島原発の被害により福祉施設自体が利用者とともに避難せざるを得ない、などの様々な制約があるなかでも、懸命に利用者支援にあたっています。

つきましては、障害のある方々及びそのご家族を支える福祉施設等の復旧等に向けて、次の事項につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

- 1．福祉施設等において支援を行えない場合についても、様々な方法で利用者支援を行っている場合においては、財政的支援を含めた対応を図ってください。
- 2．被災した施設等への支援員の派遣を行った場合には、受入れ施設が派遣職員の人件費を支払うのではなく、避難所への支援職員の派遣と同様に救助費により派遣に伴う旅費及び人件費等を給付することとしてください。
- 3．地震に伴い発生した大津波によって倒壊した施設について、一日も早く利用者支援が行えるよう、早急に仮設施設の建設を行ってください。なお、倒壊した施設の復旧に向けて、施設整備費を拡充するとともに、事業者負担を伴わない特例措置を講じてください。
- 4．ライフラインの寸断や移動手段が確保できない施設等に対して、ライフラインの復旧やガソリンの安定供給がなされるまでの間、必要な支援を行ってください。
- 5．被災したグループホーム・ケアホーム入居者や在宅生活者に対して、住宅の確保と必要な支援が受けられるようにしてください。
- 6．震災により職場を失った障害者への所得保障を行ってください。
- 7．福島第一原発事故の放射能の影響により、避難をせざるを得ない福祉施設の移転先の確保や、避難後の生活への全面的な支援を行ってください。加えて、福島県からの避難者への根拠のない風評を防止してください。
- 8．障害福祉サービスの新体系への移行期限は平成 24 年 3 月までとなっていますが、被災施設では移行準備ができないことも想定されることから、特段の配慮をお願いします。